

与信審査の厳格化について(貸金業者)

平成30年4月16日
金融庁金融会社室

資料5

貸金業法上の規制

- ・返済能力調査を義務付け(貸金業法第13条第1項)
- ・年収の3分の1を超える貸付けの禁止(いわゆる総量規制。同法第13条の2)
- ・貸付金額が合計50万円を超える場合、年収証明の提出義務(同法第13条第3項)

→ これらの規制により、貸金業者による過剰貸付けを防止し、利用者が多重債務に陥らないようにしている。

若年者は一般に年収が低いため、おのずと貸付可能額は低くなる。

日本貸金業協会の取組

自主規制機関としての取組

- ・貸金業法に基づく自主規制機関として、自主規制基本規則を制定し、協会員に遵守させる。
- ・協会員が法令・自主規制基本規則等を遵守しているか監査を実施

啓発活動

- ・消費者向けの出前講座の実施
- ・金銭教育啓発ツールとして「ローン・キャッシングQ&A BOOK」の作成・配布
- ・各地で開催されている消費者教育、啓発活動に関する講演会、シンポジウム等のイベントへの参加

貸金業者の自主的取組

- ・若年者の利用限度額を低く設定している例あり
- ・年収証明の提出義務がない場合であっても、在籍確認などにより、返済能力を調査
- ・詐欺被害防止の取組(HP、自動契約機画面、リーフレットなどで啓発。オペレーターから注意喚起)

今後の取組

・貸金業者の自主的な取組として、若年成人に対する貸付に際しては、貸付額に一定の利用限度額を設けることや、借入目的や勤務実態の確認を電話連絡等で実施するなど、返済能力の調査を一層適切に行う取組を推進。

・金融庁は、自主規制機関である日本貸金業協会と連携し、同協会を通じて貸金業者に上記の取組を促していく。

また、同協会と意見交換を行いながら、貸金業者の取組状況を把握していく。